

日本国神奈川県とベトナム社会主義共和国ハノイ市人民委員会との 友好と協力に係る覚書

日本国神奈川県とベトナム社会主義共和国ハノイ市人民委員会（以下、総称して「両者」という。）は、両地域間に友好と協力を確立し、それにより日本とベトナムの間のアジアと世界における平和と繁栄のための包括的戦略的パートナーシップの強化へ貢献することを望み、以下のとおり合意した。

第1条 両者は、各々の国の法律と規制、及び両国が締約国である国際条約を遵守し、また、それぞれの職務、義務及び権限に従って、平等と相互利益の原則に基づいて長期的な友好と協力を確立する。

第2条 両者は、高官による定期的な対話や訪問の実施を通じて、相互理解を促進し、交流と協力を強化する。

第3条 両者は、地域経済の発展のため、経済、投資、ヘルスケア（神奈川県の取り組む未病分野を含む）、観光、芸術文化、人的交流を含む様々な分野での協力を強化する。

第4条 両者は文化交流を促進し、KANAGAWA FESTIVAL in HANOI を毎年共催することに合意する。

第5条 覚書の枠組み内で協力活動を実施するための資金調達の原則は、ケースごとに両者が協議を行い合意するものとする。

第6条 この覚書の規定の実施を監督し、協力を調整するため、神奈川県は国際課を、ハノイ市は外務局を主要連絡窓口として指名する。

第7条 この覚書は、両者が署名した日に発効し、3年間有効となる。覚書は、有効期間終了日の6か月前までに、どちらかがもう一方に対し書面による通知をもって解除しない限り、3年間、自動的に更新されるものとする。

第8条 この覚書の内容の修正は、どちらかからの書面による要求に応じて、両者による相互合意に基づいて検討される。この覚書の条

項の解釈、適用、または実施は、両者間の友好的な協議に基づくものとする。

第9条 両者は、実務的な交流と協力を追求するために、共同協議と相互合意を通じて、新たな個別の取り決めの署名を提案することができる。

この覚書は2024年10月17日に署名される。この覚書は日本語、ベトナム語、英語で作成されており、それぞれ同等の有効性を有するものとする。相違がある場合には、英語版を優先する。

日本国
神奈川県

ベトナム社会主義共和国
ハノイ市人民委員会

黒岩 祐治
知事

Tran Sy Thanh
委員長